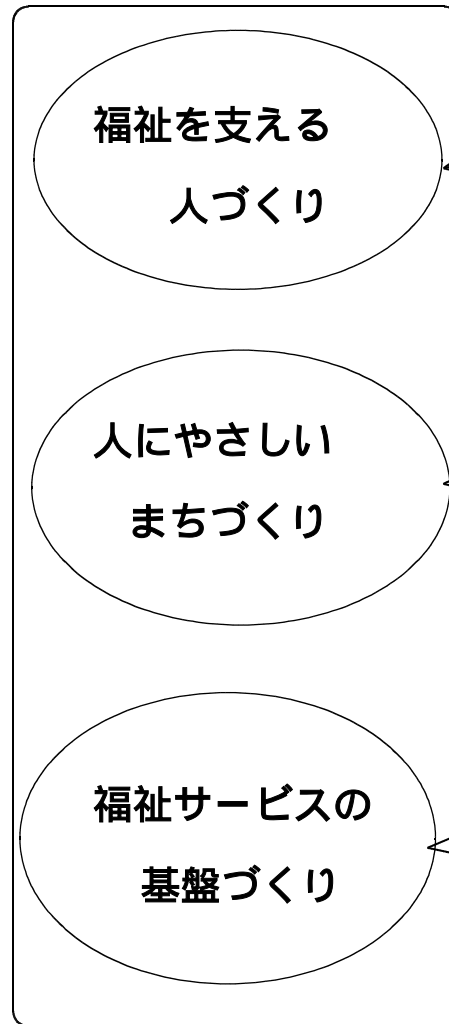


山梨県福祉基本計画（仮称）の概要

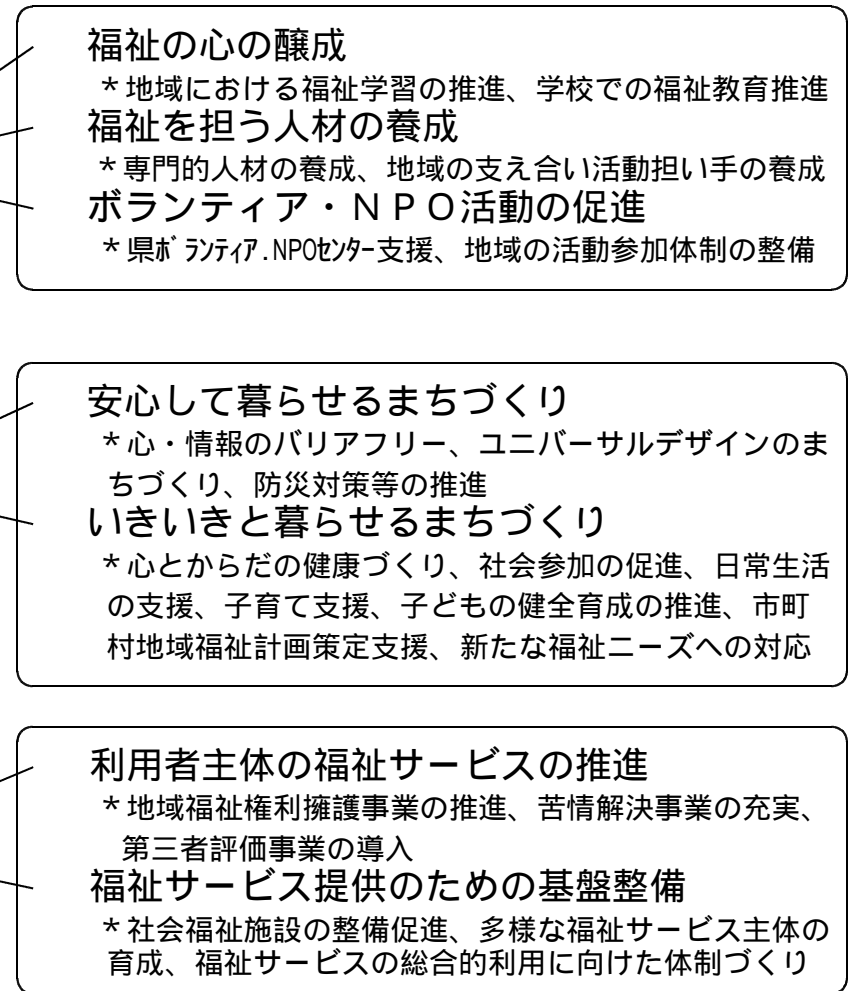
基本理念

地域で支えあい 一人ひとりの生活を大切にする
安心の社会

基本目標



施策の方向



「山梨県福祉基本計画」（仮称）骨子案

計画策定の趣旨

計画策定の背景

- 1 社会の変化
- 2 本県福祉を取りまく現状

計画の位置づけ

計画の期間

基本理念

計画策定の視点

- 1 役割分担と協働による推進
- 2 地域福祉の担い手の確保
- 3 自立と社会参加への体制づくり
- 4 家庭や地域における介護や子育てへの支援
- 5 利用者主体の福祉サービスの提供

施策の方向

- <基本目標1> 福祉を支える人づくり
- <基本目標2> 人にやさしいまちづくり
- <基本目標3> 福祉サービスの基盤づくり

計画の推進体制

- 1 役割分担と協働
- 2 四層構造の推進体制の整備
- 3 計画の進行管理

参考資料

計画策定の趣旨

急速な少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化などによって、地域社会が従来培ってきた相互扶助機能が弱体化する中で、介護や子育て、障害を持つ人などへの支援は、これまで以上に求められています。また、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、家庭内暴力や虐待、自殺などが新たな社会問題となっています。

一方、ボランティアなどの社会貢献活動は地域に定着してきており、県内で多数のNPOが組織されるなど、住民自身の手による地域づくりの取り組みの輪が広がっています。

これからの社会福祉の目標は、限られた範囲の保護や救済だけに留まらず、だれもが人としての尊厳を持って自立し、かつ安心して生活することのできる社会の実現です。どうすれば人々の暮らしはより良いものとなるのか、行政はもちろん、地域住民や企業、団体などが同じ認識のもと、連携し、協働しながら、取り組んでいくことが大切です。

このような状況から、本県の社会福祉の基本的な考え方や今後の施策の方向性を示した「山梨県福祉基本計画」を策定し、福祉先進県づくりを目指して施策を推進するものです。

計画策定の背景

1 社会の変化

(1) 社会福祉制度の改革

我が国の社会福祉制度は、戦後の生活困窮者対策を中心として出発し、経済成長とともに発展を遂げてきました。しかし、社会環境の変化やそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応するために、高齢者介護については「介護保険制度」が創設されるとともに、社会福祉全体の基礎構造についても見直しが進められ、社会福祉事業法の50年ぶりの改正（平成12年、「社会福祉法」へ改称）を含む「社会福祉基礎構造改革」などの一連の改革が打ち出されました。

これは、個人の自立を基本とし、「措置制度」から「利用制度」（支援費制度）への転換をはじめ、利用者主体の質の高い福祉の実現を目指して、従来型の一定範囲内の保護・救済にとどまらず、住民が必要とする福祉サービスを的確に提供できるようなシステムづくりを進めるものです。

「社会福祉法」の主な改正点としては、

利用者保護のための制度の創設（福祉サービス利用援助事業
権利擁護事業）及び苦情解決事業

福祉サービスの基本理念として個人の尊厳の保持を旨とし、
利用者がそれぞれ自立した生活ができるよう支援するとしたこと

従来の「社会福祉を目的とする事業を営む者」の他に、
「地域住民」と「社会福祉に関する活動を行う者」（ボランティア）を法律上新たに位置づけ、三者が互いに連携・協働して
「地域福祉の推進」を図ることを明確にしたこと

福祉サービスの提供について、利用者の意向を十分尊重し、
医療・保健サービス等と有機的連携を図りながら総合的に提供
するとしたこと

地域福祉推進の方策として、市町村には「地域福祉計画」、
都道府県には「地域福祉支援計画」の策定をそれぞれ求めたこと

などがあげられます。

また、平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立、
施行され、急速に進行する少子化への対応策として、子育て支援への
総合的かつ実効性の高い取り組みが求められています。

(2) 地方分権の進展

明治以来の中央集権による画一的な行政システムから脱却し、地方
自治体が自主性と主体性を持って、それぞれの地域の特性を活かした
地域づくりを目指すために、平成12年にいわゆる「地方分権一括法」
が施行されました。

福祉分野においても、平成2年の福祉関係8法の改正、平成12年
の介護保険制度の施行に代表されるように、権限の委譲などによる地
方分権が急速に進展し、福祉行政の主体は、国や県から市町村へと移
行しています。

また一方では、市町村合併が推進され、従来の行政の枠組みが変化
し、広域行政のあり方にも注目が集まっています。このような中で、
私たちにとって最も身近な「地域」における生活課題や福祉ニーズに
どのように対応していくのが、これからのまちづくりにおける大きな
課題の一つとなっています。

2 本県福祉を取りまく現状

(1) 高齢者の現状

我が国の65歳以上、いわゆる高齢者人口の割合は、21世紀に入って18%を超えており、平成17年には19.9%、平成27年には26.0%で、4人に1人は65歳以上の高齢者という状況が予測されています。

本県においては、これまでも全国に比べて高齢化の進行が早く、平成17年には21.5%、平成22年には23.5%、平成27年には26.3%と、常に全国を上回るペースで高齢化が進んでいくものと予測されています。

高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者も年々増加し、平成5年に10,000人を超え、平成15年には19,519人となっています。また高齢者夫婦世帯（平成15年に25,080世帯）、寝たきり高齢者（平成15年に3,664人）や施設入所者（平成15年に6,170人）も増加傾向にあります。

平成12年4月に介護保険制度が導入されましたが、本県における要介護（要支援）者数は年々増加傾向にあり、平成19年度には26,878人が見込まれ、出現率（認定率）は、13.6%と予測されています。

急速な高齢化が進む中で、本県は、65歳平均余命で全国の上位にランクされ、なおかつ平均自立期間の平均余命に占める割合が全国トップクラスという、健康長寿の県という誇るべき特徴ももっています。

近年、経済的理由だけでなく、生きがいや健康保持、社会参加のために就労意欲を持つ高齢者が増加しています。

本県における高齢者の就業の状況は、平成12年国勢調査によると50,106人で就業者総数の10.9%（全国平均7.8%）を占め、65歳以上人口の28.9%（全国平均22.2%）が就業しており、全国第3位の就業率となっています。

このうち前期高齢者（65歳～74歳）では38.8%と全国平均（43.6%）を下回っていますが、後期高齢者（75歳以上）では16.5%と全国平均（7.4%）の2倍以上で全国第2位の就業率となっています。

（ この後へ「健康長寿実態調査」結果を掲載予定 ）

(2) 障害者の現状

本県においては、平成15年4月現在、身体に障害をもつ人は33,455人で、10年前の平成5年と比べると約1.25倍、6,654人の増となっています。

年齢別構成比で見ると高齢者（65歳以上）が最も多く、平成15年には67.3%となっています。以下18～64歳（31.1%）、18歳未満（1.6%）となっており、近年高齢者の障害者が増加しています。

また、障害種類別の構成比で見ると、内部障害の伸びが顕著となっています。これは、高齢化に伴う生活習慣病の後遺症などの要因が考えられます。

次に知的障害をもつ人については、平成15年4月現在の療育手帳所持者数は、3,902人であり、10年前の平成5年と比べると1.65倍、1,543人の増加となっています。

65歳以上の所持者数は、同年比較で7.66倍、最重度者である程度A1については、同1.69倍となっており、障害の高齢化・重度化が進んでいると考えられます。

また、精神障害をもつ人については、入院患者数で見ると近年横ばいから減少傾向にあると言えますが、高齢化や入院の長期化が見られます。

平成15年6月現在、障害をもつ人の雇用率1.8%が適用される一般の民間企業（常用雇用労働者数56人以上の規模の企業）における雇用状況を見ると、雇用されている障害をもつ人は834人、実雇用率は1.45%となっています。

雇用障害者数、実雇用率とも、ここ5年は漸減傾向にあります。

(3) 児童・家庭の現状

本県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均）は、全国平均は上回っているものの、昭和50年には、人口を維持していくために必要とされる数値2.08を割り込み、平成14年には1.39（全国は1.32）まで低下し、少子化の進行が顕著になっています。これは年齢階級別人口構成比を見ても明らかで、高齢者の増加と相反して14歳未満の人口が減少という結果が現れています。

少子化、核家族化、共働き家庭の増加など、子育てを巡る環境は急速に変化し、家庭や地域の養育機能の低下が叫ばれる中、児童虐待の相談件数がここ数年で急増し、大きな問題となっています。

また、配偶者からの暴力の相談件数も、徐々に増えています。

本県の生活保護については、保護率で見ると、平成9年度からわず
かずつではありますが増加傾向にあります。ただ全国に比べると低い
レベルにあります。

(4) 県民の意識

県民意識調査（平成13年度実施）によると、「充実を希望する行政施策」という質問に対する回答の中で、第1位の消費者対策（39.8％）に次いで第2位に高齢者対策（31.8％）、第4位に医療施設の充実（19.8％）が続いています。

「整備を要望する公共施設」という質問には、道路、公園に次ぐ第3位に高齢者福祉施設（30.1％）、第5位に病院などの高度医療施設（23％）があげられており、県民の福祉や医療に対するニーズの高さがうかがえます。

次に、「長寿社会の確立に向けての行政への要望」という質問に対する回答では、第1位が年金制度の充実（41.0%）、以下、高齢者が快適に暮らせるまちづくり（32.7%）、老人福祉施設の整備（26.2%）、高齢者の働く場所の確保（24.8%）、生きがい対策（20.3%）となっています。

また、「子育て環境の充実に向けての行政への要望」という質問に対する回答では、第1位が子育てに伴う経済的負担の軽減で（48.8%）、以下、子どもが安心して遊べる場所の確保（40.4%）、ゆとりある教育の実現（24.4%）、保育サービスの充実（22.1%）、意識の啓発（24.4%）となっています。

さらに、「ボランティア活動の拡大に必要なこと」という質問に対する回答では、第1位が地域や社会の雰囲気づくり（45.6%）以下、ボランティア休暇など職場でのボランティア活動に対する理解（34.1%）、ボランティア活動に関する情報の提供（31.1%）、ボランティア活動に必要な知識や技術を習得する機会の充実（30.5%）、活動に必要な費用の補助（27.4%）となっています。

計画の位置づけ

「山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21」の福祉の部門計画として、福祉分野はもとより、保健・医療分野や、労働、産業、住宅、教育など、生活関連分野とも広範に連携を図りながら、これからの本県福祉の基本的な方向性や、県や市町村などの果たすべき役割について示す、横断的・総合的な計画です。

またこの計画は、社会福祉法第108条に規定される「地域福祉支援計画」としての内容も併せ持っています。

計画の期間

平成17年度から平成26年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

基本理念

地域で支えあい 一人ひとりの生活を大切にする 安心の社会

「地域で支えあい」

普段わたしたちが生活している身近な地域の中で、だれもが暮らしやすいように、様々な人や組織が地域を基本として有機的につながりあい、共通の価値観を持って、お互いに助けあい、支えあうよう努めます。

「一人ひとりの生活を大切にする」

人はそれぞれ、いろいろな考え方や生き方を持っています。その違いを個性と認めた上で、だれもが自分の生き方を自分で決め、その人らしい暮らしを主体的に営めるよう、個人の尊厳を尊重し、自立と社会参加の権利を保障し、創力あふれる社会づくりを目指します。

「安心の社会」

ライフスタイルの多様化に伴い、人々の抱える生活課題も複雑多岐にわたっています。老いや病気をはじめ、生きていく上での様々な不安に対して、的確に対処できるよう、すべての人に配慮した、みんなが安心して暮らせる社会づくりを目指します。

計画策定の視点

社会福祉基礎構造改革が打ち出された中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において、今後の新しい社会福祉の理念について、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある。」とし、こうした理念を地域において具現化するために、地域福祉の推進を図るべきであるとししました。

これを受けた社会福祉法では、第1条及び第4条に「地域福祉の推進」を掲げ、同法の基本理念の一つとして位置づけました。

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う価値観の共有による地域住民の心のつながりが不可欠です。それは年齢や障害、貧困や失業などにより、社会的に何らかの援助を必要とする人々に対して、排除・差別することなく、同じ社会の構成員として包み支え合い、社会参加を促す「共に生きる社会づくり」(ソーシャル・インクルージョン)の考え方によるものです。

よって地域福祉は、社会福祉分野において、従来の対象分野ごとの法体系などに基づくサービスのあり方ではなく、地域での自立した生活を支援する、横断的・総合的社会福祉サービスの新しいシステムとして、重要な役割を担うこととなりました。

1 役割分担と協働による推進

これまでの福祉は、国や県、市町村など、行政主導の「与える福祉」として実施されてきましたが、社会福祉基礎構造改革を経て、民間による各種のサービス提供が可能となり、利用者側がサービスを選択できる時代となってきました。

また、地方分権の進展に伴う市町村への権限の委譲により、県と市町村の役割分担にも変化が生じています。

今後、ますます多様化する住民の福祉ニーズに的確に対応し、きめ細かなサービスを提供していくためには、行政(とりわけ県と市町村)と民間(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人など)そして住民が、それぞれの特徴を活かし、役割を分担しながら適切に連携し、ともに事業を進めていく体制づくりが必要となっています。

2 地域福祉の担い手の確保

地域で自分らしい生活を安心して送れるまちづくりを目指していくためには、地域で支える「人の力」が必要不可欠で、その重要性はますます高まっています。住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという共通の認識をしっかりと持った上で、地域活動に積極的に参加したり、必要に応じて協働しあうようにすることが大切です。そのためには、専門的知識・技能を持った人材の育成はもちろん、それぞれの地域における活動しやすい環境づくりやリーダーの養成なども求められてきます。

3 自立と社会参加への体制づくり

豊かで活力あふれる地域社会を作り上げるためには、人々がそれぞれ年齢や障害などの条件に関係なく、自己決定の下で、尊厳と生きがいを持って生活することができるよう、自立と社会参加の実現を図ることが重要となります。

それには、すべての人が地域で普通の日常生活が送れるよう、物理的、制度的、社会的な障壁や情報面の障壁などのない、バリアフリー化のより一層の推進が必要となってきます。

さらに、バリアフリーの考え方を一歩進めて、あらかじめ多様な人々が利用しやすいように考える「ユニバーサルデザイン」の理念も、これからのまちづくりを進める上で、ますます重要となっています。

また、高齢者や障害者などが、意欲や能力を活かして社会で活躍できるよう、就業の支援や、文化・スポーツ活動などの生涯学習の機会の提供も必要となってきます。

4 家庭や地域における介護や子育てへの支援

少子高齢化、核家族化の進展などにより、世帯の小規模化傾向は顕著となり、これまで家族で行われてきた介護や子育ての機能が低下しつつあるとともに、地域における人と人との支えあいや見守りといった機能が弱体化しています。

地域特性に応じた規模や方法で、人のつながりを育みながら、介護や育児の悩みを家庭だけで抱え込まないように、家族の様々な負担の軽減を図るため、相談・支援体制の整備や各種サービスの充実、地域における拠点づくりの推進などが求められています。

5 利用者主体の福祉サービスの提供

日々の生活を営む上で、だれもが様々な困難や試練に遭遇しますが、その中身はその人によって多種多様であり、それぞれの問題に対して、通り一遍の画一的対応だけでは、本質的な解決につながらない場合が少なくありません。

例えば、障害を持った子どもと高齢の親が同居し、ともに介護が必要となった場合、障害者へのサービスと高齢者へのサービスが個別に提供されていることがあります。

ここで大切なのは、利用者の立場に立った大局的な視点から、その家庭にとって何が問題なのか、必要な支援策は何かを考え、一貫した的確なサービスを提供することです。

そのためには、サービスの分野を超えた相互利用や、サービス提供主体間の密接な連携が可能な、いわゆる総合的福祉サービスの実現が求められることとなってきます。

そしてもう一つ大切なことは、利用者のためのサービスを目指すわけですから、当然その質の善し悪しも問われてくるということです。だれもが地域で安心して生活していくためには、利用者のニーズに応じて、質の高い適切なサービスが提供されるよう、基盤整備が求められると同時に、サービスを提供する側も、目的意識や向上心を持ち、自ら率先してサービスの質の向上に努めることが必要となってきます。

施策の方向

< 基本目標 1 > 福祉を支える人づくり

地域福祉の主体は、そこに生活する全ての「人」です。地域と関わりを持つすべての人々が、より良く、より自分らしく生きたいという思いのもとに、互いに助けあい、支えあう……。それにはまず、人々の福祉に対する意識の向上がとても大切です。このため、福祉教育の推進や、ボランティアをはじめとする「福祉の心」の醸成を図ります。

また、ますます多様化する県民の福祉ニーズに対応し、より質の高いサービスを提供するため、社会福祉事業従事者の養成・確保や、資質の向上に努めます。

さらに、地域における福祉活動の核となる担い手の養成を推進し、地域住民の参加の場としてのボランティア・NPO活動の基盤強化を図ります。

(1) 福祉の心の醸成

地域における福祉学習の推進

地域住民に、福祉活動の体験や福祉施設利用者との交流などの機会を提供し、福祉がより身近なものとなるよう、普及・啓発に努めます。

- ・福祉施設との交流などの機会の提供
- ・福祉講話
- ・「障害者週間」「人権擁護週間」等における啓発・広報活動の実施

学校における福祉教育の推進、福祉活動への参加促進

総合的な学習の時間の活用や、ボランティア活動普及協力校との連携などにより、福祉の心を育てる教育を推進します。

- ・総合的な学習の時間の活用による福祉への理解促進
- ・学童・生徒のボランティア活動普及事業
- ・盲・ろう・養護学校と小・中学校、高校との交流事業

(2) 福祉を担う人材の養成

専門的福祉人材の養成と確保

質の高い福祉サービス提供を支える、専門知識や技術、豊かな人間性を持った人材の養成や、資格取得後の研修の充実など、福祉人材の資質向上に努めます。加えて、福祉人材センターの充実により、福祉分野への就労援助を推進します。

- ・社会福祉事業従事者研修
- ・介護支援専門員実務研修
- ・大学や民間専門機関との連携による研修
- ・介護福祉士等修学資金貸付事業
- ・福祉ワークガイダンス

地域の支え合い活動の担い手の養成

住民参加による自主的な福祉活動の担い手となるよう、関係団体との連携を図りながら、地域における多様な福祉ニーズに対応するための福祉人材の養成に努めます。

- ・ボランティア活動コーディネーター養成事業
- ・福祉活動専門員への支援
- ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成

(3) ボランティア・NPO活動の促進

県ボランティア・NPOセンターへの支援

ボランティア、NPOなど様々な市民活動の支援の拠点として、情報交換、調査研究、相談・あっせん、ネットワークづくりなど、機能の充実を図ります。

- ・県ボランティア・NPOセンター運営費補助
- ・県民ボランティア運動の推進

地域のボランティア活動参加体制の整備

市町村社会福祉協議会の福祉ボランティアのまちづくり事業への支援や、共同募金活動、赤十字活動などの活性化を図り、身近な地域でだれもが参加しやすい環境づくりに努めます。

- ・福祉ボランティアのまちづくり事業
- ・民間福祉活動団体への支援
- ・ボランティア・NPOボード、広報誌などによる広報活動の充実
- ・共同募金活動や赤十字奉仕団活動の充実
- ・ボランティア休暇制度の普及や企業等への啓発

福祉を支える人づくりの目標値（ 今後設定予定 ）

- ・ 人口1万人当たりの社会福祉士及び介護福祉士の登録者数
- ・ 福祉人材センターの斡旋による就職件数
- ・ 市町村社会福祉協議会に登録しているボランティアの活動人数

・ _____

・ _____

< 基本目標 2 > 人にやさしいまちづくり

県民一人ひとりが、個人として尊重され、安心して生活することができる幸せ、そのためには年齢や障害の有無などにかかわらず、みな地域の一員として等しく権利を享受し、主体的生活と社会参加が保障されるという考え方のもと、ハード・ソフト両面において様々な障壁を取り除いていく、バリアフリー化の一層の充実を図るとともに、だれもが快適で生活しやすい、ユニバーサルデザインへの取り組みを推進します。

また、高齢者や障害者などが自分らしくいきいきとした暮らしを送れるよう自立と社会参加への環境づくりに努め、みんなで支えあっても生きる、思いやりの心あふれる、人にやさしいまちづくりを目指します。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

心のバリアフリー

年齢・性別・障害の有無などに関わらず、地域に暮らす一員として誤解や先入観なくお互いの人権を尊重できるよう、人権教育啓発活動やスポーツ・文化・芸術などを通じた交流活動の充実に努めます。

- ・福祉読本などによる人権意識の啓発
- ・様々な体験・交流活動の充実
- ・盲導犬、介助犬、聴導犬などへの理解促進

情報のバリアフリー

高齢者や障害者などが、多様な情報サービスを容易に利用することができ、情報格差が生ずることのないよう、視覚、聴覚など様々な障害に配慮した情報環境の整備を図ります。

- ・高齢者・障害者などがパソコン等を気軽に利用できる環境づくり
- ・点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者などの養成及び活動支援
- ・音声化・点字化などの機能を有する情報機器の導入促進
- ・拡大文字の図書の普及

ユニバーサルデザインのまちづくり

ハートビル法や山梨県障害者幸住条例に基づくバリアフリーのまちづくりを公共施設、交通機関、住宅等生活空間全般に広めるとともに、さらに進展し、だれもが快適で生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

- ・ユニバーサルデザインの普及・啓発
- ・建築物等のユニバーサルデザイン化の推進
- ・公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザイン化の推進

防災対策等の推進

高齢者や障害者など、いわゆる災害弱者に配慮した防災対策などを推進し、地域の安全の確保に努めます。

- ・災害時の避難誘導や情報の迅速な伝達への配慮などの災害弱者対策
- ・高齢者や障害者などに配慮した交通安全の環境づくり
- ・「メール110番」など、緊急通報体制の充実

(2) いきいきと暮らせるまちづくり

心とからだの健康づくり

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、必要な情報の提供や取り組みやすい環境の整備、健康づくりを支援する人材の育成など、生涯にわたる心とからだの健康づくりに努めます。

- ・県民だれもが自主的に取り組む健康づくりの推進
- ・生涯にわたって健康づくりを支援する体制づくり

社会参加の促進

地域における活動拠点の整備を行うとともに、スポーツ・レクリエーション活動の振興、昔ながらの伝統的な技能・技術の伝承、花づくりや農業体験など、様々な地域活動の機会の提供を通じて、高齢者や障害者の参加と交流の環境づくりに努めます。

- ・生涯学習活動の促進
- ・文化・スポーツ活動や伝統技術の伝承等による地域交流活動の促進
- ・ガイドヘルパーの養成及び派遣の推進

日常生活の支援

高齢者や障害者が地域で快適に不安なく生活できるよう、介護予防サービスや配食など各種の生活支援サービスの充実を図ります。また、雇用の促進や就業の安定を図り、経済的基盤づくり及び生きがいづくりに寄与します。

- ・介護予防・地域支え合い事業の充実
- ・高齢者の雇用の場の拡大など、就労へ向けた支援
- ・健康相談など、各種相談事業の充実

子育て支援

仕事と子育ての両立への支援、保育環境の充実、母子保健・医療の充実など、各分野にわたる、地域における子育て支援への総合的な取り組みを推進します。

- ・仕事と子育ての両立の推進
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援サービスの充実とネットワークづくり
- ・子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実

子どもの健全育成の推進

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、環境の整備を図るとともに子どもと家庭生活全般について、相談・支援体制の充実を図り、児童虐待や不登校などの早期発見及び早期対応、未然防止に努めます。

また、ひとり親家庭の自立支援など、子どもと家庭の抱える様々な問題の解決を図ります。

- ・放課後児童クラブの充実
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・ひとり親家庭の自立促進

「市町村地域福祉計画」の策定支援

地域福祉の推進主体である市町村の地域福祉計画の策定に対して、技術的助言や情報提供、研修会の開催などを行い、地域福祉の推進主体である市町村を支援します。

- ・各種情報の提供や普及・啓発
- ・市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」づくりとの連携促進

新たな福祉ニーズに対する対応

社会環境の変化によって最近顕在化した、ホームレス、ひきこもり、配偶者からの暴力などの新たな課題に対して、広域的対応の検討や関係機関との連携・協働により、課題解決を図ります。

- ・ホームレスへの総合的対策の推進
- ・ひきこもりへの対策の実施
- ・配偶者・パートナーからの暴力（DV）への対策の充実

人にやさしいまちづくりの目標値（ 今後設定予定 ）

- ・ 市町村地域福祉計画の策定市町村数
- ・ 高齢者等にやさしい県営住宅の建設戸数
- ・ 市町村障害者生活支援事業の実施市町村数
- ・ 地域子育てセンター数
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

< 基本目標 3 > 福祉サービスの基盤づくり

「与えられる福祉」から「自ら選ぶ福祉」へと大きく転換が進む中で、より良い福祉サービスを提供するためには、様々な福祉ニーズに対応できる環境づくりが必要です。

従来からの基盤整備はもちろん、利用者サイドに立って直面する生活課題を総合的かつ継続的にとらえ、利用者の権利を守り、制度や種別、実施主体の相違などを超えて、本人にとって最も適切な福祉サービスを的確に提供できるような、サービスの総合化を視野に入れた取り組みを推進します。

(1) 利用者主体の福祉サービスの推進

地域福祉権利擁護事業の推進

痴呆や障害などにより判断能力が十分でない人々が、できる限り地域で自立して生活できるよう、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心とした、地域福祉権利擁護事業を推進します。

- ・ 地域福祉権利擁護事業の推進及び成年後見制度との連携

福祉サービス苦情解決事業の充実

契約制度への移行に伴う、利用者と事業者との立場の対等性を確保するため、福祉サービス苦情解決事業の充実に努めます。

- ・ 事業者側の意識啓発など、予防策も含めた苦情処理体制の充実

第三者評価事業の導入

福祉サービス内容の客観性・信頼性をより高め、利用者の自己決定及び自己選択の権利を保障するため、福祉サービス内容を公正・公平に評価し、その情報を公開する第三者評価事業の導入を推進します。

- ・ 自己評価の促進及び第三者評価事業の導入

(2) 福祉サービス提供のための基盤整備

社会福祉施設の整備促進

分野別計画に掲げられた目標に沿って、社会福祉施設などの福祉サービス基盤の整備を促進し、提供体制の充実を図ります。

- ・ 各種社会福祉施設の整備促進

多様な福祉サービス主体の育成

ボランティア団体やNPOなどの新たな福祉サービス主体の活動を支援するとともに、民間企業をはじめとする各種の事業主体の福祉サービス分野への参入を促進します。

- ・ NPOの設立や活動への支援とネットワークの構築
- ・ コミュニティビジネス活動などへの支援

福祉サービスの総合的利用に向けた体制づくり

保健・医療・福祉の連携による、地域におけるサービスの一体化を促進し、生涯にわたる健康づくりや地域リハビリテーションなど、地域に密着した、総合的なサービス提供体制の確立を図ります。

- ・ 保健・医療・福祉関連情報の総合的な提供
- ・ 地域リハビリテーションの推進
- ・ 体制の核となる総合的機能を有する拠点施設の整備
- ・ 大学や民間専門機関との連携による調査・研究

福祉サービスの基盤づくりの目標値（ 今後設定予定 ）

- ・ 地域福祉権利擁護事業の契約者数
- ・ 社会福祉法人における苦情解決体制の整備率
- ・ 福祉サービス第三者評価機関への受審事業所数
- ・ _____
- ・ _____

計画の推進体制

この計画の基本的な考え方や方向性を踏まえ、行政と民間とが一体となって、それぞれの役割を分担しながら協働していくことにより、この計画は推進されます。

1 役割分担と協働

1) 市町村の役割

一連の福祉改革や地方分権の推進などにより、多くの権限が市町村に委譲され、市町村の果たす役割は一層大きくなりました。地域住民に最も身近な行政主体として、地域福祉計画の策定などを通じて、住民の福祉ニーズや生活課題を正確に把握し、利用者本位のサービス提供のための環境づくりを、連携と協働のもとで推進していくことが期待されています。

2) 県の役割

県は、市町村だけでは対応困難な広域的、専門的、あるいは先進的な施策を実施するとともに、市町村や民間との連携を保ち、その主体性を尊重しながら、それぞれの局面に応じた技術的指導・助言・調整などの支援を行います。

3) 住民の役割

地域福祉を推進する真の主役は住民一人ひとりです。福祉サービスの利用者としてだけでなく、施策の担い手という認識を持って、自発的・積極的に福祉活動に参加し、マンパワーとして貢献するとともに、コミュニケーションを通じて仲間づくりやネットワークづくりを行うことにより、自ら、地域における福祉ニーズの掘り起こしや生活課題の解決を図っていくことが期待されています。

4) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員活動は、従来より相談や援助を中心に、地域に密着したきめ細かな活動として展開されています。少子高齢化の進展に伴い住民のニーズが多様化する中で、地域における住民の支援者と援者という立場から、住民のニーズを的確に把握し、具体的な援助に取り組んでいくことがより重要となっています。そのためにも、住民と福祉サービスを、地域という身近なエリアの中でつないでいく「つなぎ手」として、役割を果たしていくことが期待されています。

5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、地域の民間福祉活動の中核的組織として、その役割はますます重要になっています。

市町村社会福祉協議会は、相談・支援活動やボランティアの養成などの地域密着型の事業の更なる充実を図るとともに、住民や市町村、関係団体との協働事業の推進を通して、地域における福祉サービスの調整役としての機能が期待されています。

県社会福祉協議会は、県及び県内の福祉関係団体との連絡調整や市町村社会福祉協議会に対する指導・助言、ボランティア活動への支援、社会福祉法人の経営支援、福祉人材の養成・確保など、県内において広域的・専門的な事業を展開していますが、今後、「地域福祉権利擁護事業」や「苦情解決事業」、また「第三者評価事業」の実施機関としても、大きな役割を果たすことが期待されています。

6) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、福祉サービスの提供主体として、利用者本位の質の高い在宅及び施設サービスへの取り組みが、これまで以上に求められています。また、その専門技術や人的資源を地域において活用するなど、施設を拠点とした地域福祉の新たな担い手となることが期待されています。

7) 企業や関係団体等の役割

福祉事業の多様化・活性化に伴い、企業をはじめ、保健・医療・福祉関係の各種団体やNPO、生活協同組合、農業協同組合など、様々なサービス提供主体が福祉分野に参入しています。今後はより良いサービスを提供するとともに、地域社会の一員として、福祉分野における雇用の促進や人材育成、技術提供、ネットワークの活用など、それぞれの特色を活かした地域貢献が期待されています。

2 四層構造の推進体制の整備

福祉サービスの提供は、地域の特性や地域資源などの諸条件により、方法は一様ではありません。

そこで地域主体の観点から、小学校区又は中学校区を単位とするコミュニティ福祉圏、市町村を単位とする市町村福祉圏、いくつかの市町村がまとまった広域福祉圏、県内全域の県福祉圏の四層の圏域を設定し、互いに明確な役割分担と密接な連携をもって、多様化する福祉ニーズに的確に対応するよう、体制の整備に努めます。

3 計画の進行管理

山梨県社会福祉審議会において、各種福祉施策等の状況を適宜報告し、審議会の意見を踏まえながら、計画の効果的な推進を図ります。

参考資料（今後掲載予定）

用語の解説

福祉・保健・医療分野など関連計画一覧表

「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」

計画策定の経過

山梨県社会福祉審議会委員名簿